

**全国健康保険協会管掌健康保険**  
**「被保険者に対する特定保健指導業務」の委託機関の募集について**

**1. 委託業務概要**

全国健康保険協会管掌健康保険群馬支部における被保険者に対する特定保健指導業務を委託して行うもので、「全国健康保険協会健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領」を基本とします。

**2. 委託契約及び委託契約期間**

委託契約は、全国健康保険協会群馬支部長と選定基準を満たした機関との間に「特定保健指導委託契約書」に基づき締結します。

なお、委託期間は、契約締結日から翌年3月31日までとします。

**3. 選定基準**

「全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領」の「2 受託要件」（以下のとおり）をすべて満たしていることとします。

ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

また、業務の一部を他の実施機関に委託する場合には、ホームページ上の「運営についての重要事項に関する規程の概要」に、再委託の範囲及び委託先等を明示するとともに、「手引き」の『特定保健指導における元請け・下請けの定義』の範囲内とすること。

イ 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」、「標準プログラム」に則って特定保健指導を実施できること。

ウ 遠隔保健指導を実施する場合は、「遠隔保健指導実施通知」及び「遠隔保健指導実施手引き」に則って実施できること。

エ 契約締結日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。

- キ 社会保険に関する実績が良好であること。
- ク 特定保健指導については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして支部が指定する仕様に従って作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体（CD-R）によって提出できること。
- ケ 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。
- コ 保健指導機関番号を取得していること。ただし、自社の従業員にのみ実施する場合はこの限りではない。

#### 4. 提出書類

- (1) 被保険者に対する特定保健指導業務受託申請書（様式 1）
- (2) 被保険者に対する特定保健指導業務実施計画書（様式 2）
- (3) 被保険者に対する特定保健指導業務実施機関調査票（様式 3）
- (4) 特定保健指導従事者名簿（様式 4）
- (5) 見積書（様式 5）
- (6) 再委託申請書（様式 6）
- (7) 医療情報システムに係る個人情報安全管理対策チェックシート（様式 7）
- (8) 直近 1 年分の社会保険料の納入が確認できる書類（社会保険料納付証明書（写し可））
- (9) その他、個人情報の取扱いに関する書類、施設内の図面等

※「被保険者に対する特定保健指導業務受託申請書」等、契約に必要な書式を送付いたしますので、協会けんぽ群馬支部までご連絡ください。

#### 5. 受付時間

受付時間 8:30 から 17:15 ※土日・祝日は除く

#### 6. 提出・問い合わせ先

〒371-8516 群馬県前橋市本町 2-2-12 前橋本町スクエアビル 4F  
全国健康保険協会群馬支部 保健グループ  
電話 027-219-2100（自動音声案内：3 番）（FAX での提出は不可）

#### 7. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用はすべて受託者の負担とします。